

議題1 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

議案の要領

当社の定款第44条を次のとおり変更する。なお、本議案は、議題2「自己株式の取得の件」に係る議案に先立ち決議されるものとし、本定時株主総会において可決された時点でその効力を生じるものとする。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第44条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>株主総会の決議によらず</u> 取締役会の決議により定める。	第44条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める <u>こと</u> <u>ができる。</u>

議題2 自己株式取得の件

議案の要領

議題1「定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）」に係る議案の承認可決を条件として、次のとおり、自己株式の取得をする。

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を株式総数130万株、総額48億円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

提案の理由:

議題1 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

会社法第459条第1項各号は、剰余金の配当等の原則として株主総会で決議されるべき事項を規定するものです。当社は定款第44条により、これらの事項について、本来的に権限を有する株主総会の権限を排除しつつ取締役会の権限としております。

会社の所有者は株主であることを再確認し、会社法が「原則として株主総会で決議する事項」と定めているものは、株主総会で決議するべきであると考えます。

なお、本提案の変更案においても、取締役会が剰余金の配当等を決議することは可能

であり、当社の取締役会が機動的に剰余金の配当等を実行することは制度的に確保されております。したがって、現行定款は、本提案の変更案と比較すると、株主総会の権限を排除することを目的としたものです。このような株主総会の権限の排除には合理性がないことから、本議案の提案をする次第です。

議題2 自己株式取得の件

当社は、2023年12月31日時点（第53期第3四半期報告書）において、純資産の61.5%に及ぶ約87億円の投資有価証券を保有しており、その大半は流動性の高い政策保有目的の上場会社株式です。当社は、政策保有株式につき「今後1~2年で純資産割合の20%未満に縮小する」ことを発表されていますが、その速やかな実行を担保し、利益と純資産の両面をコントロールし ROE の改善を着実に実現させるべく、当該投資有価証券の税引き後含み益部分に相当する、同時点の「その他有価証券評価差額金」と同額の48億円を自己株式の取得に充てるべきと考えます。

また、取得した自己株式の内、半数以上は、将来的に市場に再度放出される懸案を排除するために、消却すべきです。なお、分配可能額は、同時期に70億円以上あり、財務健全性に悪影響を及ぼすとは考えづらく、このような資本政策によってもたらされると考えられる「強い株価」を株式交換などによる M&A の原資とすることも可能となります。

以上